

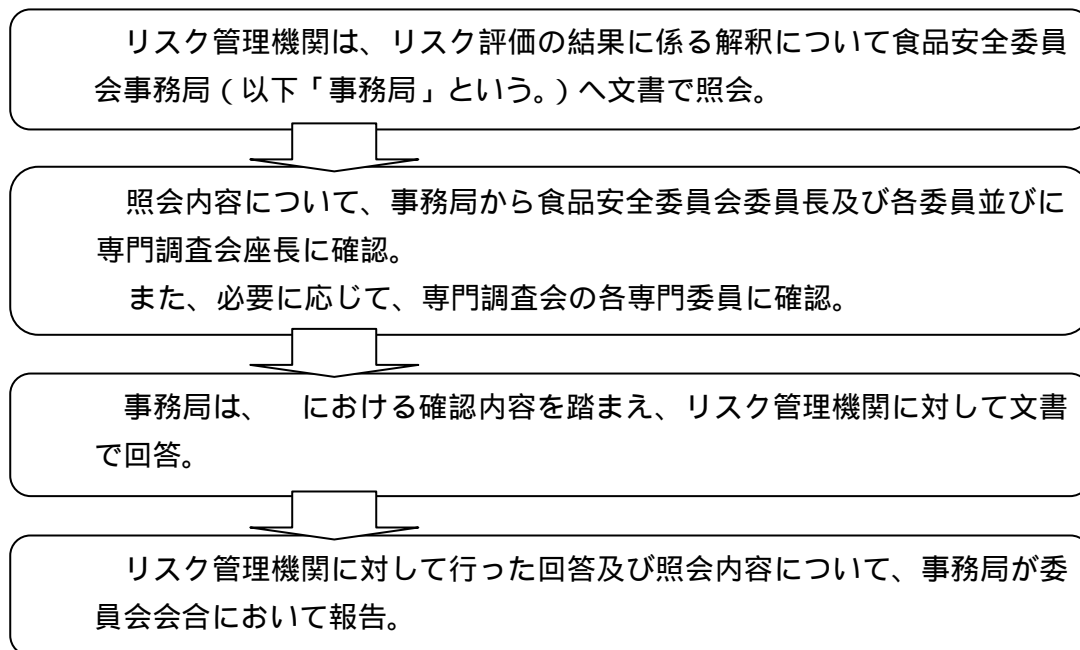
## 「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（平成17年10月）」に係る審議における指摘を踏まえた対応について（報告）

「食品安全健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（平成17年10月）」に係る審議（食品安全委員会第117回会合（平成17年10月27日））において、リスク評価結果とリスク管理措置との整合性について指摘がなされたことを踏まえ、別添のとおり「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」（平成16年2月18日関係府省申合せ。以下「関係府省申合せ」という。）の一部改正（平成18年3月31日施行）を行ったところである。

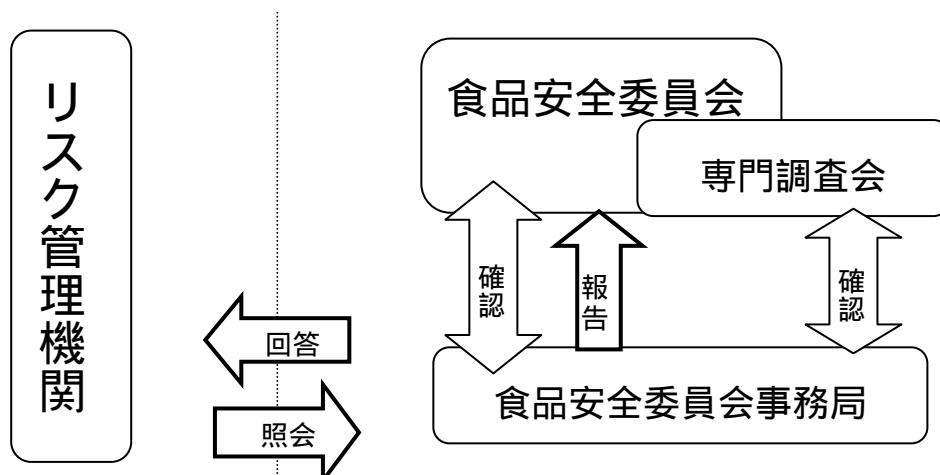
なお、関係府省申合せ1の（2）の に規定する新たな照会手続については、以下のとおり取扱うこととする。

### 【新たな照会手続について】

（リスク評価結果とリスク管理機関が講じようとする施策との整合性について疑義が生じた場合）



### イメージ



## 別添

「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」  
の一部改正について

〔平成18年3月31日〕  
〔関係府省申合せ〕

食品安全委員会とリスク管理機関とのより一層の連携及び強化を図るため、「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」（平成16年2月18日関係府省申合せ）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

別紙

「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」（平成16年2月18日関係府省申合せ）の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 食品健康影響評価</p> <p>(1) 食品健康影響評価を行う際の委員会とリスク管理機関との連携 食品健康影響評価を行う際の委員会とリスク管理機関との連携については、基本的事項第1の3(1)に定めるところによること。 <u>特に食品安全基本法第24条第3項に基づき評価を要請するに当たっては、リスク管理機関は、必要に応じ、委員会と意思疎通を図りながら、要請する評価の目的及び対象、リスク管理の方向性等をとりまとめること。</u></p> <p style="text-align: center;">～ (略)</p> <p>(2) 食品健康影響評価の結果に基づきリスク管理措置を講ずる際のリスク管理機関と委員会との連携 — 食品安全基本法第23条第2項に基づき委員会が関係各大臣に対して食品健康影響評価の結果を通知した場合には、リスク管理機関は、当該結果に基づき行われた審議会等（分科会及び部会等を含む。）の審議結果及びそれに基づき講じた施策について、委員会に<u>関係資料を速やかに提出すること。</u></p> <p><u>食品健康影響評価の結果とリスク管理機関が講じようとする施策との整合性について食品の安全性の観点から疑義が生じた場合には、リスク管理機関は、当該食品健康影響評価の結果の解釈について、委員会に速やかに照会し、委員会は照会に対して速やかに回答すること。</u></p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 食品健康影響評価</p> <p>(1) 食品健康影響評価を行う際の委員会とリスク管理機関との連携 食品健康影響評価を行う際の委員会とリスク管理機関との連携については、基本的事項第1の3(1)に定めるところによること。</p> <p style="text-align: center;">～ (略)</p> <p>(2) 食品健康影響評価の結果に基づきリスク管理措置を講ずる際のリスク管理機関と委員会との連携 食品安全基本法第23条第2項に基づき委員会が関係各大臣に対して食品健康影響評価の結果を通知した場合には、リスク管理機関は、当該結果に基づき行われた審議会等（分科会及び部会等を含む。）の審議結果及びそれに基づき講じた施策について、委員会に<u>関係資料を速やかに提出すること。</u></p>